①文部科学省:小中学校耐震化事業契約書(案)

第1条(定義)

本件事業契約において使用する用語の定義は、本文中に特に定義されているものを除き、次の通りとする。

- 4. 「基本設計図書」とは、別紙〇に記載された図書又は、それらの図書で市の確認を受けたものをいう。
- 11.「実施設計図書」とは、別紙〇に記載された図書又は、それらの図書で市の確認を受けたものをいう。
- 16. 「設計図書」とは、基本設計図書及び実施設計図書をいう。
- 18.「入札書類」とは、本件事業に係る入札説明書及びそれぞれの附属資料並びにそれらに関する質問回答をいう。
- 19.「入札提案」とは、事業者が本件事業の入札手続において市に提出した提案書類、市からの質問に対する回答及び基本協定書締結までに提出したその他一切の書類をいう。

第10条(本件工事にかかる設計)

- 1 事業者は、本件事業契約締結後、入札提案に従って、速やかに、本件工事にかかる設計業務 を開始するものとする。
- 2 事業者は、日本国の法令を遵守の上、<u>本件事業契約、入札書類及び入札提案に基づき、本件</u> 工事にかかる設計を実施するものとする。
- 3 事業者は、事前に、本件工事にかかる設計の責任者を選任した上、その名称及び組織体制を 市に対して通知するものとする。
- 4 事業者は、事前に、本件工事にかかる設計にかかる設計計画書(詳細工程表を含む。以下同じ。)を作成した上、市に対して提出し、市の承認を得るものとする。事業者は、市の承認を得た設計計画書に従って本件工事にかかる設計を遂行するものとする。
- 5 事業者は、定期的に又は市の請求がある場合には随時、本件工事にかかる設計の進捗状況に 関して市に報告するとともに、必要があるときは、本件工事にかかる設計の内容について市と 協議するものとする。

第12条(基本設計)

- 1 事業者は、第10条第4項に定めるところの設計計画書に記載される日程に従って、本件工事 にかかる基本設計図書を作成した上、市に対して提出し、その確認を得るものとする。
- 2 市は、前項に定めるところに従って提出された基本設計図書が、<u>本件事業契約、入札書類若しくは入札提案の定めるところに従っていないと判断する場合、事業者に対して、かかる判断をした箇所及び理由を示した上、事業者の費用負担において、その修正を求める</u>ことができ、事業者はこれに従うものとする。
- 3 前項の場合を除く他、市は、基本設計図書の提出後相当の期間内において、事業者に対し基本設計図書の内容を確認した旨を通知する。なお、市は、かかる確認を理由として本件事業の実施の全部又は一部について何ら責任を負担するものでない。
- 4 事業者は、前項の確認を得た後、実施設計図書の作成の業務を開始する。

第13条 (実施設計)

1 事業者は、第10条第4項に定めるところの設計計画書に記載される日程に従って、本件工事

にかかる実施設計図書を作成した上、市に対して提出し、その確認を得るものとする。

- 2 市は、前項に定めるところに従って提出された実施設計図書が、<u>本件事業契約、入札書類、</u> 市の確認を受けた基本設計図書若しくは入札提案の定めるところに従っていないと判断する場 合、事業者に対して、かかる判断をした箇所及び理由を示した上、事業者の費用負担において、 その修正を求めることができ、事業者はこれに従うものとする。
- 3 前項の場合を除く他、市は、実施設計図書の提出後相当の期間内において、事業者に対し、 実施設計図書の内容を確認した旨を通知する。市はかかる確認を理由として本件事業の実施の 全部又は一部について何ら責任を負担するものではない。
- 4 事業者が市の確認を受けた実施設計図書のうち内訳書は、本件事業契約に特に定める場合を 除き、市及び事業者を拘束しない。

第14条(設計の変更)

- 1 市は、必要があると認める場合、事業者に対して、対象施設の設計変更を請求することができる。ただし、当該設計変更が工期の変更を伴うとき又は入札提案の範囲を逸脱するときは、この限りでない。事業者は、かかる請求を受領した日から〇日以内に、当該設計変更の当否及び事業者の本件事業の実施に与える影響を検討した上、市に対してその結果を通知するものとする。市は、かかる事業者の検討結果を踏まえて当該設計変更の当否を最終的に決定した上、事業者に対して通知するものとし、事業者は、通知されたところに従い設計変更を行うものとする。
- 2 事業者は、設計変更の必要性及びそれが事業者の本件事業の実施に与える影響を検討し、かかる検討結果を市に対して通知し、かつ、市の事前の承諾を得た上で、対象施設の設計変更を行うことができる。ただし、当該設計変更が市の責めに帰すべき事由によるときは、設計変更の内容について協議した上、市はこれを承諾するものとする。
- 3 前二項の定めるところに従って設計変更が行なわれた場合で、当該設計変更により市又は事業者において損害、損失又は費用(本件事業を遂行するにあたり当該設計変更により事業者において生ずる追加的な費用を含む。)が発生したときは、市及び事業者は、その負担について、以下の各号に定めるところに従うものとする。ただし、当該設計変更により事業者において本件事業に要する費用の減少が生じたときは、市は、事業者と協議した上、サービス購入料の支払額を減額することができる。なお、第3号及び第4号の場合、第60条第1項ないし第3項の規定は、適用されない。
 - (1) 当該設計変更が市の責めに帰すべき事由による場合、市がこれを負担するものとし、サービス購入料を増額することにより事業者に対して支払うものとする。
 - (2) 当該設計変更が事業者の責めに帰すべき事由による場合、事業者がこれを負担するものとする。
 - (3) 当該設計変更が法令変更による場合、別紙〇に定めるところに従って、市又は事業者がこれを負担するものとする。
 - (4) 当該設計変更が不可抗力による事由に基づくものである場合、別紙○に定めるところに従って、市及び事業者がこれを負担するものとする。
 - (5) 当該設計変更が対象施設の瑕疵等による場合、第15条に定めるところに従って、市がこれを負担するものとする。
- 4 第1項の定めるところに従って<u>市が事業者に対して請求した設計変更</u>又は第2項の定めるところに従って事業者が行おうとする設計変更が、工期の変更を伴い又は入札提案の範囲を逸脱する場合、本件事業契約の他の規定に拘わらず、市は、事業者との間において当該設計変更の

当否、工期の変更の当否及び供用開始予定日の変更の当否について協議することができる。かかる協議の結果、当該設計変更等を行なうことを合意したときは、事業者は、その合意されたところに従って設計変更を行うものとする。ただし、市と事業者の間における協議の開始から〇日以内にその協議が調わないときは、市がこれら変更の当否を定めた上、事業者に通知するものとし、事業者はこれに従うものとする。

- 5 前項の協議においては、当該変更により市又は事業者において生ずる損害、損失又は費用(本件事業を遂行するにあたり事業者において当該変更により生ずる追加的な費用を含む。)の負担及び支払の方法並びに当該変更により事業者において生ずる本件事業に要する費用の減少に伴うサービス購入料の減額についても合意することができる。
- 6 前二項に拘わらず、第1項の定めるところに従って市が事業者に対して請求した設計変更又 は第2項の定めるところに従って事業者が行おうとする設計変更が、工期の変更を伴い又は入 札提案の範囲を逸脱する場合で、それらの変更が不可抗力又は法令変更に基づくものであると きは、市及び事業者は、第60条に定めるところに従うものとする。

第30条(市による完工確認)

- 1 市は、第28条に定めるところの事業者による検査の終了後、それぞれの供用開始に先立って、以下の各号に定めるところに従って対象施設の完工確認をそれぞれ実施するものとする。
 - (1) 事業者は、工事現場において、建設者及び工事監理者を立ち会わせ、かつ、施工記録を準備した上、市による完工確認を受ける。
 - (2) 市は、対象施設と設計図書との照合により、それぞれの完工確認を実施する。
- 2 市は、前項に基づく完工確認の結果、<u>対象施設が入札書類、入札提案及び設計図書に従って整備されていない</u>と認める箇所がある場合、事業者に対して是正を勧告することができるものとする。かかる場合、事業者は、自己の責任及び費用負担において、当該勧告に従って当該箇所を是正するものとし、是正措置が完了した後、直ちに市の確認を受けるものとする。

別紙() 基本設計図書

[基本設計図書の一覧、提出部数を記載します。]

別紙〇 実施設計図書

「実施設計図書の一覧、提出部数を記載します。]

②国土交通省: 庁舎事業契約書例

第2条 (用語の定義)

本契約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (13)「事業関係図書」とは、入札説明書等及び落札者が入札手続において提出した提案資料をいう。
- (19)「入札説明書等」とは、甲が本件事業の入札手続において配布した一切の資料、当該資料に 係る質問回答書及び基本協定書をいう。

第15条 (関係資料の貸与)

甲は、次条及び次節に定めるところにより乙が実施する業務について、事業関係図書に定めるところにより、測量、地盤調査及び埋蔵文化財調査の実施結果に関する調査報告書等の資料を貸与(以下「貸与品」という。)するものとする。

- 2 貸与品(地盤調査の実施結果にかかるものを除く。)にかかる一切の責任は、乙が次項及び次 条第6項に定める甲への通知、確認の請求を怠った場合を除き、甲が負担するものとする。
- 3 乙は、貸与品を善良な管理者の注意をもって管理するものとし、当該貸与品の内容等に誤謬、 脱漏及び不明瞭等の事実を発見したときは、その旨を直ちに甲に通知し、その確認を求めなけ ればならない。
- 4 前項の場合において、甲及び乙はその対応について協議するものとする。

第19条(基本設計業務の実施)

乙は、前条第2項に基づく基本設計業務の着手後、定期又は随時に、当該業務の進捗状況について、甲による確認を受けなければならない。

- 2 乙は、前項の基本設計業務を完了したと判断するときは、別紙3(設計図書一覧)記載の基本 設計図書その他の関係資料(以下「基本設計図書等」という。)を添えて、甲に業務完了報告書 を提出し、その設計内容が、本契約及び事業関係図書に適合することの確認を受けなければな らない。
- 3 甲は、前項の業務完了報告書又は本項に定める是正後の基本設計図書を受領したときは、<u>基本設計図書の内容が、本契約及び事業関係図書に適合するか否かを確認</u>し、その結果を、当該業務完了報告書又は基本設計図書の受領後[]日以内に乙に書面で通知しなければならない。甲は、基本設計図書の内容が、本契約及び事業関係図書に適合しないと認めるときは、乙に是正を求めることができる。
- 4 乙は、前項に定める本契約及び事業関係図書に適合する旨の確認の通知を受領した後でなければ、次条に定める実施設計業務に着手してはならない。

第20条 (実施設計業務の実施)

乙は、第18条第2項に基づく実施設計業務の着手後、定期又は随時に、当該業務の進捗状況 について、甲による確認を受けなければならない。

- 2 乙は、前項の実施設計業務の全部又は一部について終了したと判断するときは、別紙3(設計図書一覧)記載の実施設計図書その他の関係資料(以下「実施設計図書等」という。)を添えて、 甲に業務完了報告書を提出し、その設計内容が、本契約及び事業関係図書に適合することの確認を受けなければならない。
- 3 甲は、前項の業務完了報告書又は本項に定める是正後の実施設計図書を受領したときは、実施

設計図書の内容が、本契約及び事業関係図書に適合するか否かを確認し、その結果を、当該業務完了報告書又は実施設計図書の受領後[]日以内に乙に書面で通知しなければならない。甲は、実施設計図書の内容が、本契約及び事業関係図書に適合しないと認めるときは、乙に是正を求めることができる。

第21条(業務内容の変更等)

乙は、第19条に定める基本設計業務又は前条に定める実施設計業務を、本契約及び事業関係 図書に定める内容に適合する範囲内において、自らの裁量及び責任により実施するものとする。

- 2 <u>甲は、前項に関わらず、必要があると認めるとき(第15条第4項に定める協議による場合を</u>除く。)は、当該業務の変更内容(工期の変更を含む。)を記載した書面を乙に通知し、その変更を求めることができる。この場合において、乙は、甲から当該書面を受領した後[]日以内に、甲に対して、その業務の変更内容の検討結果を甲に書面により通知しなければならない。
- 3 乙は、前項に定める変更の請求、第15条第4項に定める協議により、当該業務の内容を変更 することとしたときにおいて、当該業務及び当該業務を除く本件事業の費用の増加が予想され る場合にあっては、これらの費用の増加が最小限となるよう当該業務を実施しなければならな い。

第24条(設計図書の変更等)

甲は、必要があると認めるときは、乙に対して、第20条第3項により受領した実施設計図書を、工期及び本件施設費等の変更を伴わず、かつ乙の提案の範囲を逸脱しない範囲で、変更することを求めることができる。この場合において、第21条第2項の規定中「業務」とあるのを「図書」と読み替えて準用する。

2 甲は、前項の場合を除くほか、本契約の規定により本件施設費を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、本件施設費の増額又は負担額の全部又は一部に代えて、実施設計図書を変更することができる。この場合において、実施設計図書の変更内容は、甲及び乙で協議して定めるものとする。

第44条(甲による完工確認及び完工確認通知書の交付)

甲は、前条第3項の規定による提出を受けた日から[]日以内に、乙及び工事監理者の立会いの上検査を実施し、<u>実施設計図書のとおり本件工事が完成していることを確認</u>したときは、完工確認通知書を乙に交付しなければならない。この場合において、その時点までに別紙4(中間確認項目等一覧表)に示す時期に中間確認を実施することとされているにもかかわらず、中間確認を受けることなく施工がされた項目がある場合又は第29条第1項若しくは第3項の規定に違反した場合であって、必要があると認められるときは、その理由を乙に通知して、本件施設を最小限度破壊して検査することができる。

- 2 甲は、前項に規定する検査の実施を理由とする本件施設の建設の全部又は一部についての責任を一切負担しないものとする。
- 3 検査の結果、建設状況が実施設計の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は、乙に対してその是正を求めることができ、乙はこれに従わなければならない。
- 4 乙は、第1項の確認又は復旧に直接要する費用及び前項の是正に要する費用を負担しなければならない。

③公務員宿舎朝霞住宅(仮称)整備事業

(用語の定義)

- 第4条 本契約において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところに よる。
 - (8)「基本設計図書」とは、別紙3第1項に定める図書をいう。
 - (17)「実施設計図書」とは、別紙3第2項に定める図書をいう。
 - (22)「設計図書」とは基本設計図書及び実施設計図書又はそのいずれかをいう。
 - (25)「入札説明書等」とは、甲が本事業の入札手続において配布した一切の資料をいう。
 - (32)「民間事業者提案」とは、落札者が本事業の入札手続において甲に提出した入札提出書類、及び本事業に関する基本協定書締結までに提出したその他一切の資料をいう。

(本件宿舎の設計)

- 第14条 乙は、本契約締結後速やかに、<u>本契約、入札説明書等及び民間事業者提案に基づき設計</u> 図書の作成業務を開始しなければならない。
- 2 甲は、乙に対して本件宿舎の設計の進捗状況に関して適宜報告を求めることができる。
- 3 甲は、前項の報告を理由として、本事業の実施の全部又は一部について何ら責任を負担しない。

(設計の変更)

- 第17条 <u>甲は、必要があると認める場合には、乙に対して、設計・建設工事期間の変更を伴わずかつ民間事業者提案の範囲を逸脱しない限度で、設計変更を求めることができる。</u>この場合、乙は、当該変更の要否及び乙の本事業の実施に与える影響を検討し、甲に対して15日以内にその結果を通知しなければならない。甲はかかる乙の検討結果を踏まえて設計変更の要否を最終的に決定し、乙に通知する。乙はかかる甲の通知に従うものとする。ただし、本件宿舎が甲乙の区分所有に係る場合、甲の設計変更は、専ら甲が使用する部分及び甲乙両者の利用に係る部分に限る。
- 2 前項の規定に従い甲の請求により乙が設計変更を行う場合において、当該変更により乙に追加的な費用(設計費用及び直接工事費のほか、将来の維持管理及び保守点検等並びに資金調達に係る増加費用を含む。以下、本条において同じ。)が発生したときは、甲が当該費用を負担するものとする。この場合、甲は、設計・建設に係る増加費用については、設計及び建設等に係る対価に組み入れた上で一括又は支払時点までの利息を付した分割により乙に対して支払い、維持管理に係る増加費用については、維持管理業務に係る対価の支払額に算入する。費用の減少が生じたときには第6章に定める本事業の対価の支払額を減額する。
- 3 乙は、甲の事前の承諾を得た場合を除き、設計変更を行うことはできないものとする。
- 4 乙が甲の事前の承諾を得て設計変更を行う場合において、当該変更により乙に追加的な費用が 発生したときは、乙が当該費用を負担し、費用の減少が生じたときは、原則として第6章に定 める本事業の対価の支払額を減額する。
- 5 本件宿舎が甲乙の区分所有に係る場合には、第2項で甲が負担するべき費用のうち、専ら乙の利用に属する部分に係る費用は乙の負担とし、甲乙両者の利用に係る部分に関する費用については、原則として専有面積の割合により按分する。
- 6 甲が設計・建設工事期間の変更を伴う設計変更又は民間事業者提案の範囲を逸脱する設計変更 の提案を行った場合には、甲及び乙はその当否及び費用負担について協議するものとする。

(設計の完了)

- 第19条 乙は、基本設計及び実施設計の完了後遅滞なく、別紙3に規定する設計図書をそれぞれ 甲に提出し、その説明を行わなければならない。設計の変更を行う場合も同様とする。この場 合において、設計図書の提出は別紙2の日程表に従うものとする。
- 2 <u>甲は、提出された設計図書が本契約、入札説明書等、民間事業者提案若しくは甲と乙の設計打合せにおいて合意された事項に従っていない、又は提出された設計図書では本契約、入札説明書等、民間事業者提案及び甲と乙の設計打合せにおける合意において要求される仕様を満たさないと判断する場合には、乙と協議の上、乙の負担において修正することを求めることができる。</u>甲は、かかる修正を求めない場合は、提出された設計図書の確認を乙に通知するものとする。
- 3 乙は、甲からの指摘(前項による甲の修正の求めを含む。)により、又は自ら設計に不備・不 具合等を発見したときは、自らの負担において速やかに設計図書の修正を行い、修正点につい て甲に報告し、その確認を受けるものとする。設計の変更について不備・不具合等を発見した 場合も同様とする。
- 4 乙が本条に従い提出した設計図書のうち、工事費明細書及び建設工事工程表は、本契約に特に 定める場合を除き、甲及び乙を拘束するものではない。
- 5 第3項に規定する修正の結果、本件宿舎の引渡しが遅延した場合には、第38条第4項の規定 を適用する。

(甲による本件宿舎のしゅん工確認)

- 第32条 甲は、前条第3項の報告を受けてから14日以内に、本件宿舎のしゅん工確認を行う。 確認に際して、乙は、現場説明・施工記録等の資料提供等により、甲に協力しなければならない。
- 2 甲は、前項に定めるしゅん工確認により<u>本件宿舎が入札説明書等、甲の確認を受けた設計図書及び民間事業者提案どおりに建設されている</u>と認めるときは、建設工事完了の承諾を行わなければならない。
- 3 甲は、本件宿舎が<u>本契約、入札説明書等、甲の確認を受けた設計図書及び民間事業者提案どおりに建設されていない</u>と認めるときは、不備・不具合等の具体的内容を明らかにし、期間を定めて乙に対しその修補を求めることができる。
- 4 乙は、前項の規定により甲から修補を求められた場合には、速やかに修補を行い、その完了後、 あらためて甲の確認及び承諾を得なければならない。この場合には、本条第1項に掲げる期限 の定めは適用せず、甲及び乙は速やかに手続を行わなければならない。
- 5 前項に規定する修補の結果、本件宿舎の引渡しが遅延した場合は、第38条第4項の規定を適用する。
- 6 甲は、第2項又は第4項の承諾を行ったことを理由として、建設工事及び維持管理の全部又は 一部について何らの責任を負担するものではなく、また、乙は、その提供する維持管理業務が 維持管理業務要求水準に満たなかった場合において、甲が第2項又は第4項の承諾を行ったこ とをもってその責任を免れることはできない。

別紙3 設計図書(第19条関係) (略)

④東京税関大井出張所(仮称)整備等事業

(要求水準の変更)

- 第32条 「発注者」は、「要求水準」の変更が必要であると認めるときには、「要求水準」の変更 内容を記載した書面を「事業者」に通知し、その変更を請求することができる。この場合において、「事業者」は、「発注者」から当該書面を受領した日から14日以内に、「発注者」に対して、当該変更に伴う措置、「本施設」の引渡しの遅延の有無、「仮庁舎等」の解体業務完了の遅延の有無、「事業費」の変動の有無を検討し、「発注者」に通知するとともに「発注者」と協議を行うものとする。
- 2 「発注者」又は「事業者」は、技術革新等により「事業費」の減額を目的とした「要求水準」 の変更又は業務遂行方法の採用が可能であると認めるときは、相手方に対して「事業費」の減 額方法を通知し、当該方法の採用の可否について協議を行うものとする。
- 3 前2項における「発注者」と「事業者」との間における協議が調わない場合は、「発注者」が 合理的な変更案を定めるものとし、「事業者」はこれに従わなければならない。

(要求水準の変更による措置)

- 第33条 「事業者」は、前条第1項に定める変更の請求により、当該変更に伴う措置を検討するにあたり、「本施設」の引渡しの遅延、「仮庁舎等」の解体業務完了の遅延、「事業費」の増加が予想される場合にあっては、これらの遅延の期間及び費用の増加が最小限となるように対応策を検討し、「発注者」に通知するとともに「発注者」と協議しなければならない。
- 2 「発注者」の責めに帰すべき事由により、「要求水準」の変更がなされる場合は、「発注者」が当該変更による合理的な増加費用を負担するものとし、「事業者」との協議により当該合理的な増加費用の金額及び支払方法を定めるものとする。また、当該変更により「本施設」の引渡しの遅延又は「仮庁舎等」の解体業務完了の遅延が避けられない場合は、「発注者」が「事業者」と協議の上、該当する「引渡予定日」又は「仮庁舎等解体業務完了予定日」を変更できるものとする。
- 3 「法令等の変更等」又は「不可抗力」により、「要求水準」の変更がなされる場合は、当該変更による合理的な増加費用に関しては第36条第4項又は第37条第3項がそれぞれ適用されるものとする。また、当該変更により「本施設」の引渡しの遅延又は「仮庁舎等」の解体業務完了の遅延が避けられない場合は、「発注者」が「事業者」と協議の上、該当する「引渡予定日」又は「仮庁舎等解体業務完了予定日」を変更できるものとする。
- 4 「法令等の変更等」又は「不可抗力」により、「要求水準」の変更がなされる場合で、当該変 更により「事業者」の費用が減少するときには、第36条第5項又は第37条第4項がそれぞれ 適用されるものとする。
- 5 「要求水準」の変更がなされる場合で「設計図書」の変更が必要な場合には、「事業者」は、 速やかに必要な範囲内で、「設計図書」を変更するものとする。
- 6 「要求水準」の変更がなされる場合で、「維持管理・運営業務」の「業務計画書等」の変更が 必要な場合には、「事業者」は、速やかに必要な範囲内で、「業務計画書等」を変更するものと する。

第51条(設計図書の作成及び提出)

1 「事業者」は、「仮庁舎等」又は「本庁舎等」の基本設計の完了前に、「仮庁舎等」又は「本 庁舎等」の「平面計画」についてそれぞれ「発注者」と協議しなければならない。この場合の 協議に要する日数は40日以内とする。

- 2 「事業者」は、前項の「仮庁舎等」又は「本庁舎等」の「平面計画」についての協議の終了後、「仮庁舎等」又は「本庁舎等」の基本設計を完了したと判断した場合には、「要求水準書」に定める「仮庁舎等」又は「本庁舎等」に係る「基本設計図書」及び「要求水準確認報告書」を「発注者」に提出し、当該「基本設計図書」の設計内容が、「要求水準」及び「事業計画書」に適合することの確認を受けなければならない。
- 3 「発注者」は、前項の「仮庁舎等」又は「本庁舎等」に係る「基本設計図書」及び「要求水 準確認報告書」を受領した場合には、「仮庁舎等」又は「本庁舎等」に係る「基本設計図書」の 内容が、「要求水準書」及び「事業計画書」に適合するか否かを確認し、その結果を当該図書等 を受領した日を含めて 14 日以内に「事業者」に書面で通知しなければならない。
- 4 「発注者」は、前項の確認の結果、「仮庁舎等」又は「本庁舎等」に係る「基本設計図書」の 内容が「要求水準」及び「事業計画書」に適合しないと認める場合には、「事業者」に是正を求 めることができる。この場合、「事業者」は、自らの責任で速やかに是正を行い、前項の確認を 受けなければならない。
- 5 「事業者」は、「仮庁舎等」又は「本庁舎等」に係る主要な工程又は建築物等の部分の工事を施工する前に、当該工程又は建築物等の部分の実施設計の内容について「発注者」に対して事前に説明を行うものとする。「発注者」は、当該内容の説明が、「要求水準」及び「事業計画書」に適合しないと認める場合には、速やかに通知することにより「事業者」に是正を求めることができるものとする。
- 6 「事業者」は、「仮庁舎等」又は「本庁舎等」に係る「設計業務」の完了後、「要求水準書」 に定める「仮庁舎等」又は「本庁舎等」に係る設計業務の「成果物」を「発注者」に提出する ものとする。

第62条(発注者による完成検査)

- 1 「発注者」又は「発注者」が検査を行う者として定めた職員(以下「検査職員」という。)は、前条第3項に規定された完成届を受領した日から14日以内に、「事業者」並びに「設計企業」、「建設企業」及び「工事監理企業」の立会いの上、「仮庁舎等施設整備業務」又は「本庁舎等施設整備業務」が完了し、「要求水準書」及び「事業計画書」のとおり「仮庁舎等」又は「本庁舎等」及びこれらに係る「成果物」が完成していることを確認するための検査を完了し、当該検査の結果を「事業者」に通知する。
- 2 「発注者」は、前項の場合において、「仮庁舎等」又は「本庁舎等」に係る「建設業務」及び「工事監理業務」の実施に疑義があると認められる場合には、その理由を「事業者」に通知して「仮庁舎等」又は「本庁舎等」を最小限度破壊して検査することができるものとする。
 - なお、「発注者」は、当該検査の実施を理由とする「仮庁舎等」又は「本庁舎等」の建設の全部又は一部についての責任を負担しないものとする。
- 3 「発注者」は、第1項の検査の結果、「仮庁舎等」又は「本庁舎等」及びこれらに係る「成果物」について「要求水準書」及び「事業計画書」を満たさないと判断した場合には、「事業者」に対してその是正を求めることができる。
- 4 「事業者」は、前項の請求を受けた場合には、自らの責任で速やかに是正を行い、第1項の 検査を受けなければならない。
- 5 「事業者」は、第1項の検査、第2項の検査及び復旧に直接要する費用又は前項の是正に要する費用を負担しなければならない。

別紙2 用語の定義

本契約において使用する用語の定義は、次に掲げるとおりとする。なお、各用語は五十音順に列記している。

15 「仮庁舎等」

本契約に基づいて「事業者」が「事業用地」に整備する東京税関大井出張所(仮称)仮庁舎 及び「仮設駐車場」並びにその附帯施設をいう。

32 「基本設計図書」

「本庁舎等」の基本設計の内容を示す設計図書をいい、その内容の詳細は「要求水準書」によるものとする。

57 「事業計画書」

「事業者」が「本事業」の入札手続において「発注者」に提出した「本事業」の実施に係る 提案書類一式(発注者が当該提案書類一式の詳細を明確にするために、本契約の締結までに事 業者に提出を求めた資料その他の情報を含む。)をいい、内容の明確化にあたり、<u>発注者及び事</u> 業者が本契約の締結までに確認した事項を含む。

72 「実施設計図書」

「仮庁舎等」又は「本庁舎等」の実施設計の内容を示す設計図書をいい、その内容の詳細は「要求水準書」によるものとする。

78 「成果物」

「要求水準書」、「発注者」の要求その他本契約に基づき「事業者」が作成する「設計図書」 その他の一切の書類、図面、写真、映像等の総称をいう。

83 「設計図書」

「基本設計図書」及び「実施設計図書」をいう。

114 「本庁舎等」

本契約に基づいて「事業者」が「事業用地」に整備する東京税関大井出張所(仮称)本庁舎 及びその附帯施設をいう。

125 「要求水準」

「発注者」が「本事業」の実施にあたり、「事業者」に履行を求める水準をいう。なお、「事業計画書」に記載された提案内容が「要求水準書」に示された水準を上回る場合は、当該提案内容による水準を適用する。

128 「要求水準書」

「発注者」が「本事業」の実施にあたり、「事業者」に履行を求める「要求水準」を示す書類をいい、「発注者」が平成〇年〇月〇日付で公表した「東京税関大井出張所(仮称)整備等事業に関する要求水準書」(公表後の追加及び変更を含む。)をいう。

⑤東京国際空港国際線地区エプロン等整備等事業(国土交通省)

(業務要求水準書の変更)

- 第9条 国は、業務要求水準書の変更が必要であると認めるときは、業務要求水準書の変更内容 を記載した書面を事業者に通知し、その変更を求めることができる。この場合において、事業 者は、国から当該書面を受領した日から14日以内に、国に対して、その業務要求水準書の変更 に伴う措置、引渡予定日の遅延の有無、施設費、維持管理費及び大規模補修工事費の変動の有 無を検討し、国に書面により通知しなければならない。
- 2 事業者は、前項に定める国からの変更の要求に基づき、業務要求水準書の変更に伴う措置を 検討するにあたって、引渡予定日の遅延、施設費、維持管理費及び大規模補修工事費の増加が 予想される場合は、これらの遅延の期間及び費用の増加が最小限となるように検討しなければ ならない。
- 3 国は、事業者による第1項の検討結果をふまえ、業務要求水準書の変更の要否を決定し、事業者に通知するものとし、事業者は、かかる国の業務要求水準書の変更の通知に従うものとする。
- 4 国は、第2項によっても、なお事業者に増加費用が発生する場合は、事業者と協議を行うこととし、国がその増加費用を負担するものとする。また、引渡予定日の遅延が見込まれる場合は、国は事業者と協議のうえ、引渡予定日を変更できるものとする。
- 5 前項の協議が整わない場合は、国が合理的な増加費用支払額又は合理的な引渡予定日を決定するものとし、事業者はこれに従わなければならない。
- 6 国又は事業者は、技術革新等によりサービス対価の減額を目的とした業務要求水準書の変更 又は業務遂行方法の採用が可能であると認めたときは、相手方に対して書面により、業務要求 水準書の変更内容、業務遂行方法の内容及びサービス対価の減額方法を通知し、業務要求水準 書の変更又は業務遂行方法の採用の可否について協議を行うものとする。
- 7 前項の協議が整わない場合は、国が合理的な変更案を定めるものとし、事業者はこれに従わなければならない。
- 8 業務要求水準書を変更した結果、提案資料又は設計図書を変更する必要が生じたときは、事業者は、変更後の提案資料又は設計図書を国に提出し、国の承諾を受けなければならない。

(国の指示による提案資料又は設計図書の変更)

- 第23条 国は、提案資料又は設計図書の変更が必要であると認めるときには、施工計画書のうち 計画工程表の変更を伴わずかつ提案の範囲を逸脱しない限度で、事業者に対して提案資料又は 設計図書の変更内容を記載した書面を通知し、提案資料又は設計図書の変更を求めることがで きる。この場合、事業者は、当該書面を受領した日から14日以内にその提案資料又は設計図書 の変更の当否を国に対して書面により通知しなければならない。国は、前項の通知を受領した 日から7日以内に、提案資料又は設計図書の変更の要否を決定し、事業者に通知する。事業者 は、かかる決定に従うものとする。
- 2 前項の規定に従い、事業者が提案資料又は設計図書の変更を行う場合において、当該変更により事業者に増加費用が発生したときは、当該変更が事業者の責めに帰すべき事由に基づく場合を除き、国が当該費用を合理的な範囲で負担するものとし、費用の減少が生じたときはサービス対価の支払額を減額する。

(設計図書の提出)

- 第27条 事業者は、本件工事着工予定日の1ヶ月前までに国に対して、別紙6に規定する設計図書を提出し、設計企業をして、設計図書の内容を説明させ、国の承諾を得なければならない。
- 2 前項に規定する承諾期間は、別段の合意がある場合を除き、設計図書受領後1月とする。
- 3 国は、事業者から提出された設計図書が<u>国と事業者の打ち合わせにおいて合意された事項に</u> 従っていない、又は提出された設計図書では本契約、業務要求水準書、入札説明書等及び提案 資料において要求される水準若しくは仕様を満たさないと判断する場合には、事業者の責任と 費用において修正することを求めることができる。
- 4 事業者は、国からの指摘により、又は自ら設計に不備・不具合等を発見したときは、自己の責任と費用において速やかに関連する設計図書の修正を行い、修正を行った事項を国に報告し、その承諾を受けるものとする。
- 5 国は、第1項若しくは第4項の設計図書の承諾を行ったこと、又は事業者に対して第3項の 修正を求めたことを理由として、対象施設等の設計・施工について何らの責任を負担するもの ではない。
- 6 第4項に規定する修正の結果、対象施設等の引渡しが遅延した場合には、第50条第1項の規 定を適用する。

(国による完成確認等)

- 第44条 国は、前条第4項の完成確認依頼書の提出を受けた後、事業者及び施工企業立会いの下で、業務要求水準書に従い対象施設等の完成確認を実施するものとする。この場合において、事業者は、現場説明、資料提供等の方法により、国に協力しなければならない。
- 2 国は、対象施設等が本契約、業務要求水準書、入札説明書等、提案資料、設計図書及び施工 計画書どおりに施工されていないと認めるときは、対象施設等が本契約、業務要求水準書、入 札説明書等、提案資料、設計図書及び施工計画書と不一致の部分を明らかにし、相当の期間を 定めて事業者に対しその修補を求めることができる。この場合において、当該修補に係る費用 は、事業者が負担するものとする。
- 3 事業者は、前項の規定により国から対象施設等の修補を求められた場合には、速やかに修補 を行い、その完了後、あらためて国の完成確認を受けなければならない。この場合において、 国及び事業者は速やかに手続を行わなければならない。
- 4 前項に規定する修補の結果、対象施設等の引渡しが遅延した場合は、第50条第1項の規定を 適用する。
- 5 国は、第1項又は第3項の完成確認を実施したことを理由として、対象施設等の設計、施工 及び維持管理の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。

別紙2 用語の定義集

本契約において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (12) 「業務要求水準書」とは、入札説明書等に添付された業務要求水準書(その後の追加及び変更を含む。)をいう。
- (25) 「施工計画書」とは、施工業務の実施に先立ち、施工業務を実施するために必要な手順や方法等を記載した計画書であって、業務要求水準書第2編に示す書面等をいう。
- (31) 「設計図書」とは、本契約、業務要求水準書及び提案資料に基づき事業者が作成する図書であって、別紙6に記載される書類等をいう。
- (37) 「提案資料」とは、本件事業の落札者が国に対して平成17年12月●日付で提出した本件事業に関する提案資料(その後の国の同意に基づく明確化事項を含む。)をいう。

(38) 「入札説明書等」とは、本件事業に係る入札説明書及びその添付資料(ただし、業務要求 水準書及び事業契約書(案)並びに業務要求水準書に係る質問回答書を除く。)、並びにその 質問回答書及びその添付資料をいう。

別紙6 設計図書一覧

- 1 対象施設設計計算報告書 ①設計説明書、②設計計算書、③数量計算書、④図面、⑤照查報告書
- 2 各種調查·試験報告書
- 3 施工計画
- 4 維持管理システム
- 5 維持管理業務計画
- 6 履行報告書
- 7 その他監視職員が必要と認めた書類

⑥島根あさひ社会復帰促進センター整備・運営事業

(用語の定義)

- 第2条 本契約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - 三十二 「提案書類」とは、落札者が本事業に係る総合評価落札方式による入札手続において 国に提出した事業提案、国からの質問に対する回答書その他落札者が本契約締結までに 提出した一切の書類をいう。
 - 四十九 「要求水準等」とは,入札説明書,入札説明書に対する質問及び回答書,要求水準書, 基本協定書,提案書類をいう。

(本施設の設計)

- 第16条 事業者は、適用ある法令を遵守の上、要求水準等に記載された内容を満たす範囲内において、国と協議の上、自らの責任及び費用負担において本施設の設計を行う。
- 2 事業者は、本契約締結後速やかに、<u>提案書類及び国と事業者との協議において合意された事項に基づき</u>本施設の基本設計を開始し、その進捗状況につき国による定期的な確認を受けるとともに、本件日程表に従って、基本設計完了時に別紙4の基本設計図書を国に提出する。国は、設計内容を確認し、その結果(是正箇所がある場合には是正要求を含む。)を基本設計図書の提出を受けた日から14日以内に事業者に通知する。
- 3 事業者は、国から前項の規定により次の工程に進むことについて確認を受けた後速やかに、本施設の実施設計を開始し、その進捗状況につき国による定期的な確認を受けるとともに、本件日程表に従って、実施設計完了時に別紙5の実施設計図書を国に提出する。国は、設計内容を確認し、その結果(是正箇所がある場合には是正要求を含む。)を実施設計図書の提出を受けた日から14日以内に事業者に通知する。
- 4 <u>国は、事業者から提出された設計図書等の内容が要求水準等又は国と事業者との協議において合意された事項との間に不一致があると判断した場合には、事業者の責任及び費用負担において修正することを求めることができる。</u>また、事業者は、設計図書等の内容が要求水準等又は国と事業者との協議において合意された事項との間に不一致があると判断した場合には、自らの責任及び費用負担により速やかに設計図書等の修正を行い、修正点について国の確認を受ける。設計の変更について不一致があると判断された場合も同様とする。
- 5 事業者は、国の承諾を受けた場合に限り、設計業務の全部又は一部を設計企業以外の第三者 に委託することができる。
- 6 前項の規定による設計業務の委託は、すべて事業者の責任において行うものとし、当該委託 を受けた者の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果のいかんにかかわらず、事業者の責め に帰すべき事由とみなす。
- 7 第5項の規定により委託を受けた者の責めに帰すべき事由により本件工事の開始が遅延する 場合には、事業者は、国又は事業者に発生する増加費用及び損害を負担する。
- 8 事業者は、国が設計図書等を確認したことをもって、施設整備業務に係る責任を軽減又は免除されるものではない。
- 9 設計業務が遅延した場合,又は設計業務に起因して事業者に増加費用及び損害が発生した場合の措置は、次の各号のとおりとする。
 - 一 国の責めに帰すべき事由により、設計業務が遅延した場合、又は増加費用及び損害が発生 した場合には、国は、事業者と協議の上、合理的な期間本件運営開始予定日を延期し、又は 当該増加費用及び損害を負担する。

- 二 事業者の責めに帰すべき事由により、設計業務が遅延した場合、又は増加費用及び損害が 発生した場合には、事業者は、当該増加費用及び損害を負担する。
- 三 法令の変更又は不可抗力により、設計業務が遅延した場合、又は増加費用及び損害が発生 した場合には、第9章又は第10章に従う。

(設計図書の変更)

- 第17条 国は、実施設計完了日以降、必要があると認めるときは、事業者に対し、工期の変更を 伴わず、かつ、提案書類の内容を逸脱しない限度で、変更内容を通知した上で、設計図書等の 変更を求めることができる。事業者は、国から当該通知を受領した後14日以内に、国に対し、 設計図書等の変更に伴い発生した費用、工期又は工程の変更の有無等の検討結果を報告しなければならない。
- 2 前項の規定による設計図書等の変更により設計業務及び建設業務が遅延した場合,又は事業者に増加費用及び損害が発生した場合には,前条第9項及び第19条第4項の規定に従う。
- 3 事業者は、あらかじめ国の承諾を受けた場合を除き、設計図書等の変更を行うことはできない。

(国による公務員宿舎の工事完成確認及び完成確認書の交付)

- 第33条 国は、前条第4項の報告を受けた後14日以内に、<u>公務員宿舎が要求水準等の内容を満</u>たしていることを確認する。
- 2 国は、前項の確認を行った結果、公務員宿舎が要求水準等の内容を満たしていないことが明らかになった場合には、事業者に対し、是正又は改善を求めることができる。当該是正又は改善を係る費用は、事業者が負担する。
- 3 第1項の確認は、次の各号のとおり行う。
 - 一 国は、事業者又は工事請負人等及び工事監理者の立会いの下で確認を行う。
 - 二 確認は、設計図書等との照合により行う。
 - 三 その他,要求水準等に基づき,設置機器の試運転等を行う。
- 4 国は、第1項の確認を行った後に、第34条に規定する体制が確保されていることを確認し、 事業者から、自ら又は第54条第1項及び第2項の規定により、維持管理及び運営業務の全部又 は一部を受託した者(以下「受託者等」という。)をして公務員宿舎について別紙6 2(2) に規定する種類及び内容の保険に加入し、その証書の写しを別紙9の工事完成図書とともに提 出を受けた場合には、事業者に対し、遅滞なく公務員宿舎完成確認書を交付する。
- 5 事業者は、国が公務員宿舎完成確認書を交付したことをもって、公務員宿舎の施設整備業務 及び維持管理業務に係る責任を軽減又は免除されるものではない。

(国による刑務所施設の工事完成確認及び工事完成確認書の交付)

- 第39条 国は,前条第4項の報告を受けた後20日以内に,<u>刑務所施設が要求水準等の内容を満</u>たしていることを確認する。
- 2 国は、前項の確認を行った結果、刑務所施設が要求水準等の内容を満たしていないことが明らかになった場合には、事業者に対し、是正又は改善を求めることができる。当該是正又は改善に係る費用は、事業者が負担する。
- 3 第1項の確認は、次の各号のとおり行う。
 - 一 国は、事業者又は工事請負人等及び工事監理者の立会いの下で確認を行う。
 - 二 確認は、設計図書等との照合により行う。

- 三 その他,要求水準書等の規定に従って,設置機器の試運転等を行う。
- 4 国は,第1項の確認を行った後に,事業者が別紙9の工事完成図書を国に提出した場合には, 事業者に対し,遅滞なく刑務所施設完成確認書を交付する。
- 5 事業者は、国が刑務所施設完成確認書を交付したことをもって、刑務所施設の施設整備業務 に係る責任を軽減又は免除されるものではない。